**住宅保証機構株式会社　御中**

**新規登録の場合必須**

**更新登録の場合不要**

**重要：両面印刷で１枚にすること！**

**誓　　　約　　　書**

地盤調査等保証制度の業者登録を申請するにあたり、裏面に記載の欠格事由のいずれにも該当しないこと、および下記のいずれにも違反しないことを誓約いたします。

記

１．住宅保証機構株式会社（以下「機構」という。）が定める規則、基準、要領等に従い、誠実、かつ、良心的に保証責任を履行すること

２．発注者に対して請負契約を締結する前に登録業者としておこなう保証の内容を説明すること

３．機構が定める地盤調査等にかかる技術基準に従って業務を実施するとともに、そのために必要な自主管理体制および施工技術を確保すること

４．地盤調査報告書の交付、地盤補強工事完了引渡しの際は機構が定める保証書及び保証制度のしおりを保証対象者に交付し、機構が定める住宅性能保証規則（以下「保証規則」という。）の内容を説明すること

５．地盤調査等の業務にあたって不正又は不誠実な行為を行わないこと

６．機構が必要とする調査又は立入検査を拒否しないこと

７．機構がこの誓約書、規則、基準、要領等に違反したことに対して、業者登録、地盤調査等登録の抹消、取り消し等、必要であるとして行う処分に従うこと

８．機構に設置された保証事故審査会の審査結果に従うこと

2019　年　**4**　月　**1**　日

（商号・名称）

　　　　　　株式会社　　地盤工業

（代表者氏名）

　印

代表取締役　山上　　一太

 ＜欠格事由＞以下に該当する方は、業者登録の申請を行うことができません。

（１）民法第８条に規定する成年被後見人、民法第１１条に規定する被保佐人又は破産者で復権を得ない者

（２）禁固以上の刑に処せられ又は住宅の供給に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（３）建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号。以下同じ。）により許可を取消された者（当該許可を取消された者が法人である場合は、当該取消しの日前３０日以内に当該法人の代表者であった者若しくはその者が代表者となる法人、又は当該登録を取消された者が個人である場合は、その者が代表者となる法人を含む。）で、その取消しの日から２年を経過しない者

（４）建設業法により営業の停止又は禁止を命じられ、又は宅地建物取引業法（昭和２７年６月１０日法律第１７６号。以下同じ。）により業務の停止を命じられ、その期間が経過しない者

（５）その他、住宅品質確保促進法、建築基準法、宅地建物取引業法など住宅の供給に関係する法令、地盤調査等の業務に関連する法令に違反して登録、免許、許可などを取り消され当該業務を行うことができないものとされた場合、その処分が終了して２年を経過しない者、またはその代表者等が代表者である者

（６）機構から登録を取消された者（当該登録を取消された者が法人である場合は、当該取消し日前３０日以内に当該法人の代表者であった者若しくはその者が代表者となる法人、又は当該登録を取消された者が個人である場合は、その物が代表者となる法人を含む。）又は、継続して登録を受けられなかった者で、その取り消しの日から２年を経過しない者

（７）営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前（１）から（６）までのいずれかに該当する者

（８）法人でその代表者が前（１）又は（２）のいずれかに該当する者

**住宅保証機構株式会社　御中**

**誓　　　約　　　書**

地盤調査等保証制度の業者登録を申請するにあたり、裏面に記載の欠格事由のいずれにも該当しないこと、および下記のいずれにも違反しないことを誓約いたします。

記

１．住宅保証機構株式会社（以下「機構」という。）が定める規則、基準、要領等に従い、誠実、かつ、良心的に保証責任を履行すること

２．発注者に対して請負契約を締結する前に登録業者としておこなう保証の内容を説明すること

３．機構が定める地盤調査等にかかる技術基準に従って業務を実施するとともに、そのために必要な自主管理体制および施工技術を確保すること

４．地盤調査報告書の交付、地盤補強工事完了引渡しの際は機構が定める保証書及び保証制度のしおりを保証対象者に交付し、機構が定める住宅性能保証規則（以下「保証規則」という。）の内容を説明すること

５．地盤調査等の業務にあたって不正又は不誠実な行為を行わないこと

６．機構が必要とする調査又は立入検査を拒否しないこと

７．機構がこの誓約書、規則、基準、要領等に違反したことに対して、業者登録、地盤調査等登録の抹消、取り消し等、必要であるとして行う処分に従うこと

８．機構に設置された保証事故審査会の審査結果に従うこと

　　　年　　　月　　　日

（商号・名称）

（代表者氏名）

 ＜欠格事由＞以下に該当する方は、業者登録の申請を行うことができません。

（１）民法第８条に規定する成年被後見人、民法第１１条に規定する被保佐人又は破産者で復権を得ない者

（２）禁固以上の刑に処せられ又は住宅の供給に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（３）建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号。以下同じ。）により許可を取消された者（当該許可を取消された者が法人である場合は、当該取消しの日前３０日以内に当該法人の代表者であった者若しくはその者が代表者となる法人、又は当該登録を取消された者が個人である場合は、その者が代表者となる法人を含む。）で、その取消しの日から２年を経過しない者

（４）建設業法により営業の停止又は禁止を命じられ、又は宅地建物取引業法（昭和２７年６月１０日法律第１７６号。以下同じ。）により業務の停止を命じられ、その期間が経過しない者

（５）その他、住宅品質確保促進法、建築基準法、宅地建物取引業法など住宅の供給に関係する法令、地盤調査等の業務に関連する法令に違反して登録、免許、許可などを取り消され当該業務を行うことができないものとされた場合、その処分が終了して２年を経過しない者、またはその代表者等が代表者である者

（６）機構から登録を取消された者（当該登録を取消された者が法人である場合は、当該取消し日前３０日以内に当該法人の代表者であった者若しくはその者が代表者となる法人、又は当該登録を取消された者が個人である場合は、その物が代表者となる法人を含む。）又は、継続して登録を受けられなかった者で、その取り消しの日から２年を経過しない者

（７）営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前（１）から（６）までのいずれかに該当する者

（８）法人でその代表者が前（１）又は（２）のいずれかに該当する者